

令和7年（2025年）第4回鹿追町議会定例会会議録

1 議事日程 第1号

日時 令和7年（2025年）12月9日（火曜日） 午前10時00分 開 議

場所 鹿追町議会議場

- | | | | |
|----|----|---------|--|
| 日程 | 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程 | 2 | | 会期の決定について |
| 日程 | 3 | | 諸般の報告 |
| 日程 | 4 | | 行政報告 |
| 日程 | 5 | 請願第 3号 | 食料・農業・農村政策確立に関する予算の拡充等を求める請願 |
| 日程 | 6 | 発委第 4号 | 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書 |
| 日程 | 7 | 議案第 60号 | 議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 | 8 | 議案第 61号 | 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 | 9 | 議案第 62号 | 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 | 10 | 議案第 63号 | 鹿追町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 | 11 | 議案第 64号 | 鹿追町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 | 12 | 議案第 65号 | 鹿追町公共施設条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 | 13 | 議案第 66号 | 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| 日程 | 14 | 議案第 67号 | 鹿追町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 | 15 | 議案第 68号 | 令和7年度（2025年度）鹿追町一般会計補正予算（第7号）について |

日程 16 議案第 69 号 令和 7 年度 (2025 年度) 鹿追町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号) について

日程 17 議案第 70 号 令和 7 年度 (2025 年度) 鹿追町簡易水道事業会計補正予算 (第 3 号) について

日程 18 議案第 71 号 令和 7 年度 (2025 年度) 鹿追町下水道事業会計補正予算 (第 2 号) について

日程 19 議案第 72 号 令和 7 年度 (2025 年度) 鹿追町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号) について

日程 20 議案第 73 号 令和 7 年度 (2025 年度) 鹿追町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) について

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員 (10 人)

1 番 佐々木康人議員	2 番 黒井 敦志議員	3 番 金子 孝伸議員
4 番 青砥 敏一議員	5 番 山口 優子議員	6 番 欠番
7 番 川染 洋議員	8 番 狩野 正雄議員	9 番 安藤 幹夫議員
10 番 清水 浩徳議員	11 番 上嶋 和志議員	

4 欠席議員 (なし)

5 本会議に説明のため出席したもの

町 長	喜 井 知 己
教育委員会教育長	草 野 礼 行
代表 監 査 委 員	野 村 英 雄
農業委員会会長	菊 池 輝 夫

6 町長の委任を受けて説明のため出席したもの

副 町 長	渡 辺 雅 人
-------	---------

総務課長	武者正人
会計管理者	香川雅
総務課主幹（消防署長）	桑折琢也
企画課長	橋本和則
町民課長	大上朋亮
子育て支援課長	米澤裕恵
農業振興課長	城石賢一
保健福祉課長	渡辺弘樹
商工観光課長	大西亮一
建設水道課長	高橋龍也
建設水道課主幹	鳩啓二
瓜幕支所長	高井宏行
国民健康保険病院事務長	袈岩由美子
総務課財政係長	鎌田弾

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席したもの

学校教育課長	宇井直樹
社会教育課長	平山宏照
社会教育主幹	早川昌映

8 農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席したもの

農地振興係長	佐藤晃祥
--------	------

9 議会事務局職員出席者

事務局長	東原孝博
書記	川瀬直美

令和7年(2025年)12月9日(火曜日) 午前10時00分 開議

○議長(上嶋和志)

ただいまから、令和7年(2025年)第4回鹿追町議会定例会を開催します。

これから本日の会議を開きます。

欠席者の報告をいたします。

津川修農業委員会事務局長、萩生田訓考ジオパーク推進課長、高瀬俊一総務課財政担当課長、最上佐緒里総務課総務係長から本日の会議を欠席する旨の届け出がありました。

農業委員会事務局長の代理として佐藤晃祥農地振興係長が出席しております。

以上で報告を終わります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程1 会議録署名議員の指名

○議長(上嶋和志)

日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により8番、狩野正雄議員、9番、安藤幹夫議員を指名します。

日程2 会期の決定について

○議長(上嶋和志)

日程2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月17日までの9日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上嶋和志)

異議なしと認めます。

会期は本日から12月17日までの9日間と決定しました。

日程3 諸般の報告

○議長(上嶋和志)

日程3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項はお手元に配付のとおりです。

内容を御覧の上、御了承願います。

次に監査委員から令和7年(2025年)8月分、9月分、10月分の出納検査報告書と定期検査並びに随時監査結果報告書が提出されました。

それぞれの写しをお手元に配布しておりますので、御参照下さい。

これで、諸般の報告を終わります。

日程4 行政報告

○議長(上嶋和志)

日程4、行政報告を行います。

喜井知己町長。

○町長(喜井知己)

令和7年(2025年)第4回鹿追町議会定例会が開催されるにあたり、行政の諸般について御報告申し上げます。

まず最初に10月29日には、第5旅団長の防衛講話、併せて懇親会が開催をされました。

第5旅団長の岸良知樹陸将補をお迎えしての講話ということで、鹿追町内、それから警備地区5町の関係団体、一般参加者等をお招きをして、122名が参加をしていただきました。

旅団長からは、陸上自衛隊の変遷というタイトルで、日本を取り巻く安全保障環境の変化、それから自衛隊が果たす役割等について講話をいただいたところであります。

10月31日には、北十勝4町の国道整備促進期成会の要望、その後、北十勝4町の町長・議長の意見交換会が開催をされております。

両方とも北十勝4町の町長と議長が出席をして、毎年恒例の行事であります。

最初に、帯広開発建設部にお邪魔をして、空閑部長へ北十勝4町の国道241、274に対する要望活動を行ったところであります。

本町からは、笹川地区の防雪柵の設置、瓜幕地区の道路拡幅、交差点改良、防雪柵の設置についての実施を要望をしたところであります。

町内の要望箇所については、順次、整備をされてきているところでありますけれども、引き続きの取組と、あと新規の場所もございますので、その辺の要望もさせていただきました。

また、引き続き行われた4町の町長・議長意見交換会です。毎年、4町持ち回りで開催をしております。今年は鹿追が当番ということで、国道の要請の後に鹿追にお越しをいただいて、4町の空き家対策等々のことについて、4町の状況を情報交換させていただ

て、そのあと本町で懇親会を開催をしたというところでもあります。

11月3日の文化の日、これも恒例の鹿追町文化祭記念式典を開催をいたしました。

式典は受賞者、来賓など合わせて約60人が出席をして、文化奨励賞、あるいは青少年文化奨励賞等の表彰が行われたところでございます。

11月4日でありますけれども、全国防犯協会功労者栄誉銅章の表彰の伝達ということで、町内在住の菅原福次氏に対して贈られたものであります。

氏については町職員として御勤務をいただいたときも、防犯協会、事務局員、それから退職後も各種防犯活動に積極的に参加をしていただいております。

それら、多年にわたる地域安全活動に尽力されて、安全で安心なまちづくりに貢献されたということで、本年9月の全国地域安全運動中央大会において、この表彰を受けたということで、当日、私のほうから伝達をさせていただいたところでもあります。

次に、11月5日ですけれども、東京都内、砂防会館のほうで、安全・安心の道づくりを求める全国大会が開催をされて出席をしてまいりました。

全国道路利用者会議と全国の主要道路関係団体、あるいは都道府県知事、それから全国の市区町村長が参加をする大会でありまして、今回、市区町村長、トータルで1,112名が参加をしていた。全体で1,700ぐらいの自治体ですから、3分の2ぐらいは参加をしているという非常に大きな大会でございます。

主に高規格道路の関係、あるいは幹線道路ネットワークの機能強化、そのほか防災・減災、国土強靱化を踏まえた予算の確保などを求めるものでございます。

金子国交大臣、それから衆参の国土交通委員長さんほか、国会議員の方も多数参加をしていたところでもあります。

引き続き、東京都内で行われました11月5日、北海道自衛隊駐屯地等連絡協議会の陸上幕僚監部との意見交換会が5日、引き続き、翌日6日が、駐連協の秋の中央要望ということで開催をされたところでもあります。

前日の意見交換会については、駐連協が横田千歳市長が会長ですけれども、町村長等33名、それから自衛隊の陸上については、徳永陸上幕僚副長ほか、幹部の方17名、北海道にゆかりのある方が多く参加をしていたところでもあります。

翌日6日の秋季の中央要望ですけれども、午前中が自民党北海道ブロックの両院議員要望、それからその後、自民党の鈴木幹事長のほうにも要望活動をさせていただいて、午後は防衛省のほうに要望に行ってきたところでもあります。

内容としては北海道の自衛隊体制強化を求める要望。この中には、自衛官の処遇改善も含めての要望。そして大きく2点目は、自衛隊と地域コミュニティの連携に関する要望ということで、特に自衛隊業務、物品等々の地元の発注、それから官舎の無料化などについても併せて要望してきたところでもあります。

翌日の11月7日が、もう一つの組織の北海道基地協議会の中央要望ということで、これも引き続き参加をしてまいりました。

こちらのほうは、防衛施設周辺整備対策、民生安定事業ですが、調整交付金等の要望、これは防衛省に対するもの。それから、総務省のほうは国有提供施設等所在市町村助成交付金等々の関係を所管して、引き続き役員で要望活動をしてきたところでもあります。

11月9日には、第3回目の鹿追芸術祭ということで開催をされました。

鹿追の応援大使の賀来千香子さんが総合司会を担当をさせていただいて、第1部では札幌交響楽団首席チェリストを務めた土田英順さん、それからピアノ伴奏は鳥居はゆきさんによるコンサート。

それから第2部では、もう一人の応援大使である木村善幸さんが出演をさせていただいて、そして真言宗の金剛流「御室金剛講」の僧侶6人との御詠歌、和太鼓等の共演が行われたところでもあります。たくさんの方に御来場いただきました。

前日の8日については、プレイベントということで鳥居はゆきさんと小橋亜樹さんによる音楽ユニット「ドゥーラ」の関係のミニライブ等が行われたところでもあります。

次に11月10日は、帯広市内において、農林水産業から拓く「GX」×「地方創生」シンポジウムということで、北海道を経済産業局の主催で開かれましたので、このシンポジウムに参加をしてきました。

自治体の取組として、私のほうから「環境のまちしかおい 脱炭素と地方創生の実現」というタイトルで、本町が推進をいたしますバイオガスプラントを核とする脱炭素政策について、短い時間ですけども、発表をさせていただきました。

このほか、それともう一つ併せて、今、古河電工さんと進めているグリーンLPGの関係について、これは古河電工さんから発表をいただきました。

自治体では、寿都町、美瑛町、津別町、上士幌町、積丹町からも、各自治体の取組が発表をされたところでもあります。

そのほか、国・北海道の取組事例として、農水省、経産省、国交省、環境省のそれぞれ本省からお見えになっていて、それぞれの施策の概要、北海道からについても、関連する

補助事業、支援制度等の説明がなされたところでございます。

翌11月11日には、北海道の三橋副知事が、本町環境保全センター内のチョウザメ施設、マンゴー栽培施設等を視察をしていただきました。10日の日に帯広のこのGXセミナーに三橋副知事も御出席をされていまして、ぜひ、鹿追の施設の見学ということで、この日は私が東京のほうに行っておりましたので、渡辺副町長、それからそれぞれの担当のほうで説明をさせていただいたところでございます。

同じく11月11日、北海道「命のみち」づくりを求める東京大会ということで、この組織は北海道高速道路建設促進期成会、鈴木北海道知事が会長を務めるもので、先ほど前段でお話ししたのは全国の要望ですけど、これについては、北海道に関する、この道路関係の要望ということで、特に、高規格道路の未整備区間の解消、あるいは国土強靱化実施中期計画を踏まえたこの予算の確保などを求めるものでありまして、道内の市町村長、それから国土交通省、それから北海道局関係、開発建設、それから北海道の道路部局の関係者ほか、約200名が参加をした大会であります。

国交省のほうからは、酒井副大臣が御出席をされ、そのほか道内選出の国会議員の皆さんも参加をされたところであります。

11月16日には、自衛隊帯広地方協力本部創立69周年記念行事が釧路市で開催をされました。

この地方協力本部の毎年の記念行事については、ずっと帯広市での開催だったのですが、今回から、今回釧路で開催をして、来年はまた帯広で、その次は北見という感じで交互に開催していこうということに変更がされたようであります。

この記念行事、自衛官募集功労だとか、就職援護功労、それから予備自衛官と雇用功労などの表彰の紹介がされて、特に旅団管内のそれぞれの代議士の先生方も御出席をいただいて開催されたという内容でございます。

それから11月17日には、東京都内の古河電工さんの本社で、本町が今検討を進めております三つ目のプラント整備に向けての3者、鹿追町、それから古河電工さん、エアウォーターさんの3者でのこの検討に係る基本合意書の締結式を実施をしたところであります。

これからこの3者共同でこの整備の検討を進めていくということでもありますけれども、現在のマスタープランの見直しも進めているところでありますけれども、これらと併せてプラントの規模、運営方法、あるいはこのバイオマスエネルギーの利活用、方策等について鋭意検討を行って、2030年（令和12年）までの稼働を目指す内容となっているところで

あります。

同じく 17 日、これも東京都内で行われました全国過疎地域連盟第 60 回の総会と併せて北海道支部の要請活動が都内で開催をされたところでもあります。

この過疎地域については、全国 1,719 ほど自治体があるうちの 885 が過疎地域として、指定をされているところでもあります。

過疎地域ですので、人口でいうと自治体数が約半分近くなる人口では、まず全体の 9.3% 程度ということになります。国土の面積でいうとこの過疎地域が 63% 程度占めているという状況でございます。

主な内容としては、過疎対策関係、政府予算の政策に関する要望・決議ということが主な内容であります。

現在の過疎の過疎法については、令和 3 年（2021 年）の 4 月から 10 年間、これは毎回議員立法ということで時限で進められているものであります。

道内の状況を申し上げますと、道内自治体 179 のうち、152 が過疎地域となっているという状況も併せてお知らせをしておきたいと思っております。

全体の総会の後、全国過疎連盟の北海道支部による中央要請活動が行われまして、支部の役員が 15 名ですけれども、各振興局から 1 名ずつ出ているところですが、十勝については、私が役員として出させていただいているということで、道内選出国會議員の方々への要請活動を実施をしたところでもあります。

次に、11 月の 17 から 18 にかけて、ピュアモルトクラブハウスほか、町内の施設を利用して、2025 シカソンサミットを開催をしたところでもあります。

2023 年（令和 5 年）から、開催をして今年で 3 回目ということになります。

町外企業 2 社、5 名含む町内外から 10 名ほどが参加をして、1 日目には、町内で活動する方々との意見交換、参加者、それから鹿追町関係者との交流会を実施し、それから 2 日目には、町内の施設見学を実施をしたところでございます。

私が東京に行っておりますので、副町長等に出席をしていただいで実施をされたということでございます。

それから 11 月 18 日、これも東京都内で北海道酪農振興町村長会議中要請活動ということで開催をされました。これにも出席をまいりました。

道内の町村長、酪農地帯 43 名が組織に加盟をしているわけでありまして、北海道公社畜産事業推進協議会との共同の中央要請ということでありました。

主な内容としましては、酪農における経営安定対策、あるいは生産基盤の維持・強化対策、担い手への支援強化策、そして鳥獣被害対策の強化などを大きく6項目について、要請を行ったところであります。

最初に、農水省の畜産局長ほか、幹部職員との意見交換の後、班ごとに農水省の畜産局、大臣官房環境バイオマス政策課、農村振興局等々への要請活動を終えて、その後道内選出国會議員への要請活動を引き続き行ったところであります。

それから11月18日、これも同じく東京で開かれましたほっかいどう応援セミナーin東京ということで、これには、鈴木知事ほか、道内11の自治体が参加をして、主な内容としては、多様化・複雑化する地域かつ地域課題を解決するため、地域の支援ニーズと企業や団体ニーズのマッチングを図るとというのがこのほっかいどう応援セミナーでございます。

今回は、本町を含めて11の自治体が参加をしましたが、本町の報告というかプレゼンとしては、地域おこし協力隊の個々のコーディネーター等を務めていただいている吉村先生が状況報告を、そして教育が人を呼ぶ山村留学から高校全国募集までというタイトルで、教育を中核としたまちづくり等についてPRを行ったところであります。

それから、引き続き11月19日には、全国町村長大会が東京都のNHKホールで開催をされ参加をしてまいりました。

全国で926の町村がございます。町が743、村が183ということで、たくさんの町村長が参加をされております。

高市内閣総理大臣、衆参両院議長、それから林総務大臣、党のほうからは、有村総務会長さんほか、そのほか全国の衆参の議員さんも入れ替わりですけども、参加をされておりました。今年7月31日に全国町村会長に就任をされた、北海道町村会長、棚野会長さんになって初めての全国大会ということでございました。

毎年恒例でありますけども、決議要望事項等を採択し、それぞれ十勝の町村会もそうですけども、引き続き、要請活動等を行ったところであります。

11月23日の令和7年度（2025年度）の新穀感謝祭が開かれました。

関係者合わせて全体で50名の参加であります。宮司さんによる神事、あるいは浦安の舞の奉納等もございました。

農協の木幡組合長さんからは、今年の農業生産額の見通しについて、お話がありました。

まだまだ概算ではありますけども、トータルで275億2,500万円程度の生産額となるということで、令和6年（2024年）が270億ぐらいでしたから、生産額としては過去最高に

なる見込みという報告があったところでもあります。

ただ、経費等も上がっておりますので、所得がどうなるかというのが一番の問題ではないかと思っているところでもあります。

11月25日には、令和7年度（2025年度）の鹿追町商工会優良永年勤続従業員表彰式がほほえみプラザのほうで開かれました。

私が出席をして、議会のほうから川染委員長さんが御出席をされておりました。

商工会の表彰では、勤続5年から25年の方が30名、役員表彰については、役員10年勤続の方が2名、15年勤続が1名ということでございました。

町のほうからは、勤続10年6名、それから勤続20年15名の方々に賞状と記念品として鹿追焼をお送りし、それから懇親会も開かれましたので、それぞれの皆さんの労をねぎらったところがございます。

11月26日には、農業農村整備の集いということで東京の砂防会館で開かれ、出席をしてまいりました。

全国の土地改良区、それから都道府県の土地改良事業団体連合会、それから市町村長など全国から参加をしておりました。

これについても、来年度の農業農村整備予算の確保の要望でございます。

令和5年（2023年）に改正と、国土強靱化基本法、それから今年度、土地改良法などのも改正をされておりますので、農業の構造転換、これを5年間で集中的に実施することでございますので、これに係る予算の確保等を求めたものでございます。

12月1日には、北海道社会貢献賞の表彰の伝達を行いました。

12月1日に、新得地区保護司会鹿追分区長である神谷秀敏さんに、北海道社会貢献賞（更生保護功労）が贈られましたのでこの伝達式を行ったところでもあります。

神谷さんについては様々な分野で活躍をしていただいておりますが、今回については保護司として18年の長きにわたりお務めいただいて、現在も現職でありますけれども、犯罪予防のための啓発活動、それから犯罪を犯してしまった人の立ち直りを支援する。これらの活動の功績が認められたものでございます。

同じくこの12月1日ですけれども、今年度、民生児童委員の一斉改選の年ということで、これに伴う委嘱状等の伝達式を行ったところでもあります。

今回の一斉改選に伴いまして、11月30日付けで4名の方が退任をされるということで、厚生労働大臣、それから北海道知事、それから鹿追町からの感謝状をお渡しをさせていた

だいたところであります。

引き続き、この12月1日から3年間、民生委員、児童委員として再任及び新任をされました18名の方々へそれぞれ委嘱状等の伝達を行わせていただいたところでもあります。

夜、懇親会も開催をさせていただいたところでもあります。

今後とも、地域の身近な相談役、それから地域と行政をつなぐパイプ役として非常に重要な役割をいただいているところでもありますけども、今後とも、引き続きよろしくお願ひしたいということでお話をさせていただいたところでもあります。

それから最後になりますが、昨夜、23時15分頃、青森県東方沖を震源とするマグニチュード7.5の地震が起きて、青森のほうでは最大震度6強を記録をしたところでもあります。

本町においては震度4ということでしたが、町の地域防災計画の中の職員の非常配備体制に伴う配備ということで、震度4の地震が発生したときには、全課長等々が集合するという形になっておりまして、夜分の遅い時間でありましたけども、それぞれ庁舎等々に集まってそれぞれ所管する施設等々の点検等を行って、特に大きな異常がなかったということで、深夜でありましたけれども、それぞれ確認をして解散をしたところでもあります。

一時は津波警報、注意報等々も出たところでもありますけども、今朝の6時20分頃に解除をされたところでもあります。

先ほど防災行政無線でも流れておりましたけども、北海道・三陸沖後発地震注意情報ということで、今後、北海道から三陸沖にかけて、1週間程度ということなんでしょうか大規模地震が発生する可能性が平常時より高まっているということで、注意喚起の情報が流されているところでもあります。

それから昨日、今シーズン初めてと言っていい本格的な降雪等々がございました。農家地区を中心に、早朝からの除雪車が出たということでもあります。

気温が高かったり急に下がったりという非常に路面状況も危ないということで、昨日私ちょっと個人的な用事があって、帯広市内だとちょっとその辺走ったのですが非常に郊外では、路外の逸脱の車が散見されるという状況もございますので、お互い車の運転に気をつけていきたいなと思ったところでもありますし、道路の関係についても、町の管理する分についてはしっかりと対応していきたいと思っております。

以上、少し長くなりました。

行政報告といたします。ありがとうございました。

○議長（上嶋和志）

これから行政報告に関する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

それでは、これで行政報告を終わります。

日程 5 請願第 3 号 食料・農業・農村政策確立に関する予算の拡充等を求める請願

○議長（上嶋和志）

日程 5、請願第 3 号、食料・農業・農村政策確立に関する予算の拡充等を求める請願を議題とします。

本件は、会議規則第 92 条の規定に基づき、産業厚生常任委員会に付託して会期中の審査としたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

異議なしと認めます。

よって、本件は産業厚生常任委員会に付託して、会期中の審査とすることに決定いたしました。

日程 6 発委第 4 号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書

○議長（上嶋和志）

日程 6、発委第 4 号、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

安藤幹夫議会運営委員長。

○9 番（安藤幹夫）

発委第 4 号、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書案。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 17 条第 3 項の規定により提出いたします。

提案理由の説明は朗読にかえさせていただきます。

国土強靱化に資する社会、資本整備等に関する意見書。

北海道は、豊かな自然、広大な大地、冷涼な気候などの特性と豊富な再生可能エネルギーをはじめ、我が国最大の供給力を有する農林水産業、自然や文化を生かした魅力的で質の高い観光資源といった数多くのポテンシャルを有しており、これらの独自性や優位性を生かしながら、将来にわたって持続可能な活力ある北海道の実現を目指している。

しかしながら、本道の道路を取り巻く環境は、高規格道路におけるミッシングリンクをはじめ、自然災害に伴う交通障害、幹線道路や通学路における交通事故、道路施設の老朽化など多くの課題を抱えている。

こうした課題を解消し、人流・物流の効率化による生産性向上及び国際競争力の強化や、激甚化・頻発化する大規模災害に備えた強靱な地域づくりを進めるためにも本道の骨格を形成する高規格道路から身近な市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策などを着実に推進するとともに、積雪寒冷地である本道では、安定した除排雪体制の確保など、冬期間の住民の安全・安心を確保することが必要である。

そのため、地方財政が依然として厳しく、また資材価格の高騰や賃金水準の上昇に対応する中でも、必要な道路整備や除排雪を含む維持管理を長期安定的に進めるための予算を確保することが重要である。

よって、国においては、切迫する日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震や気候変動に伴い激甚化・頻発化する自然災害への対応のほか、令和6年能登半島地震の教訓なども踏まえ、高規格道路から市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策、除排雪の充実確保など国土強靱化の取組をより一層推進するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記、1、山積する道路整備の課題に対応しながら計画的かつ長期安定的な道路整備や維持管理が進められるよう、必要な予算を確保すること。

2、第1次国土強靱化実施中期計画に基づく橋梁、トンネル、舗装等の老朽化対策や無電柱化などを着実に進めるために今後の資材価格・人件費高騰等の影響を適切に反映した必要な予算・財源を確保すること。

3、人流、物流の活性化による生産性向上に向けた高規格道路のミッシングリンクの解消や、高規格道路と直轄国道の連携によるダブルネットワークの構築、暫定2車線区間の4車線化や耐震補強等の機能強化など、国土強靱化に資する災害に強い道路ネットワーク整備を促進すること。

4、令和7年度（2025年度）より舗装補修の対象範囲が拡充された緊急自然災害防止対

策事業債の延長を含めた地方財政措置制度の充実を図ること。

5、冬期における安全な道路交通の確保、通学路などの交通安全対策の推進など、地域の暮らしを支える道路整備や除排雪を含む維持管理の充実が図られるよう、必要な予算を確保すること。

6、災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び各開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先、及び写しの送付については記載のとおりでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発委第4号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手9名

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程7 議案第60号 議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程8 議案第61号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条

例の制定について

日程 9 議案第 62 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

日程10 議案第 63 号 鹿追町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上嶋和志）

日程 7、議案第 60 号、議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

日程 8、議案第 61 号、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

日程 9、議案第 62 号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

日程 10、議案第 63 号、鹿追町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

以上 4 件については関連がありますので、一括して、提案説明と質疑、討論を行い、議件ごとに採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

異議なしと認めます。

以上 4 件について、提案理由の説明を求めます。

渡辺雅人副町長。

○副町長（渡辺雅人）

議案第 60 号、議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 61 号、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 62 号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 63 号、鹿追町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、関連がありますので、一括で説明させていただきます。

改正内容の要旨を申し上げます。

本年 8 月 7 日に人事院から国家公務員の給与について月例給を平均で 3.62% 引上げ、期末、勤勉手当の支給月数を合計で 0.05 か月分引上げ、さらに通勤手当の引上げなどの勧告

があり、11月11日に勧告どおりの閣議決定がなされたところです。

これに伴い、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部が改正される見込みとなり、地方公務員につきましても準拠していることから、それぞれの条例の一部を改正するものであります。

議会議員、特別職、職員の本年度の12月期の期末、勤勉手当を合計で0.05月分引上げ、全体で4.65月とし、令和8年度（2026年度）以降は、6月期と12月期の期末、勤勉手当をそれぞれ合計で0.025月引き上げるものです。

再任用職員の期末、勤勉手当につきましても同様に、全体で2.45月に引上げ、会計年度任用職員の期末、勤勉手当につきましても同様に、全体で4.65月に引き上げるものです。

また、給与表及び通勤手当の引上げにつきましても、所要の改定を行うものです。

以上、議案第60号から第63号まで一括で御説明を申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから、議案第60号から63号までの質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第60号から63号までの討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第60号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手9人

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第 61 号を採決します。この採決は挙手によって行います。
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 9 人

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第 62 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 9 人

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第 63 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 9 人

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程11 議案第 64 号 鹿追町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定
について

○議長（上嶋和志）

日程 11、議案第 64 号、鹿追町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてを
議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

渡辺雅人副町長。

○副町長（渡辺雅人）

議案第 64 号は、鹿追町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

改正の要旨について御説明いたします。

鹿追町立通明小学校が、令和9年（2027年）3月31日をもって閉校することから、関係する条例の一部を改正するものです。

施行期日は、令和9年（2027年）4月1日としております。

以上、鹿追町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についての改正要旨を御説明いたしました。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第64号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手9名

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程12 議案第65号 鹿追町公共施設条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上嶋和志）

日程12、議案第65号、鹿追町公共施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

渡辺雅人副町長。

○副町長（渡辺雅人）

議案第 65 号は、鹿追町公共施設条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

改正の要旨について御説明申し上げます。

鹿追町鹿追北 2 線 7 番地 1 に位置いたします中鹿追農作業管理休養施設につきまして、施設の増改築工事が完了いたしましたので、施設面積など条例の一部を改正するものです。

改正条例は、公布の日から施行するとしております。

以上、鹿追町公共施設条例の一部を改正する条例の制定についての御説明を申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 65 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 9 名

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

条例の整理に関する条例の制定について

○議長（上嶋和志）

日程 13、議案第 66 号、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

渡辺雅人副町長。

○副町長（渡辺雅人）

議案第 66 号は、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。

改正の要旨を申し上げます。

児童福祉法等の一部を改正する法律が令和 7 年（2025 年）10 月 1 日に施行されたことから、関係いたします三つの条例、鹿追町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、鹿追町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例及び鹿追町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するもので、鹿追町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例につきましては、特定教育・保育施設の職員における禁止行為に係る引用法律の追加であり、ほか二つの条例につきましては、国家戦略特別区域内で認められていた地域限定保育士制度の一般制度化により、所要の改正を行うものであります。

この条例は、公布の日から施行するとしております。

以上、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について御説明を申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 66 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 9 名

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 14 議案第 67 号 鹿追町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上嶋和志）

日程 14、議案第 67 号、鹿追町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

渡辺雅人副町長。

○副町長（渡辺雅人）

議案第 67 号は、鹿追町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

改正の要旨を申し上げます。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準などの一部を改正する内閣府令が令和 7 年（2025 年）9 月 16 日に施行され、さらに、児童福祉法等の一部を改正する法律が令和 7 年（2025 年）10 月 1 日に施行されたことから、家庭的保育事業者等における乳幼児の健康診断の取扱いに係る見直し、及び国家戦略特区区域内で認められていた地域限定保育士制度の一般制度化により、所要の改正を行うものです。

改正条例は、公布の日から施行するとしております。

以上、鹿追町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明を申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 67 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 9 名

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。

再開は 11 時 10 分とします。

休憩 11 時 00 分

再開 11 時 10 分

○議長（上嶋和志）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程 15 議案第 68 号 令和 7 年度（2025 年度）鹿追町一般会計補正予算（第 7 号）について

○議長（上嶋和志）

日程 15、議案第 68 号、令和 7 年度（2025 年度）鹿追町一般会計補正予算（第 7 号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

渡辺雅人副町長。

○副町長（渡辺雅人）

議案第 68 号は、令和 7 年度（2025 年度）鹿追町一般会計補正予算（第 7 号）となるものです。

令和 7 年度（2025 年度）一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによることとし、第 1 条は歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ 3 億 4,755 万 8,000 円を追加をいたしまして、総額を 86 億 7,024 万 4,000 円とするものです。

第 2 条は、地方債の補正変更についてであります。

補正の内容につきまして、歳出 31 ページより御説明をいたします。

款項目、議会費の職員手当等で 11 万 5,000 円、共済費で 1 万 5,000 円のそれぞれ追加。

総務費、総務管理費、一般管理費の報酬で 6 万円、給与 1,350 万円、職員手当等 1,270 万円、共済費 290 万円、旅費 100 万円、需用費 30 万円、使用料 30 万円、負担金で電算関係町村会負担金として 378 万 4,000 円のそれぞれ追加。

財産管理費の需用費、修繕料で、各公民館等エアコン電源改修のため、423 万 5,000 円の追加。

支所費の報酬で 35 万 7,000 円、職員手当等 5 万 4,000 円、旅費で 3 万 1,000 円、需用費で 19 万 9,000 円のそれぞれ追加。

企画振興費の負担金で、地方バス路線維持対策補助金及び地域おこし協力隊起業支援金など、合計で 3,071 万 3,000 円の追加。

車両管理費の使用料で 7 万円の追加。

ライディングパーク費の備品購入費で 30 万円の減額。

ゼロカーボン推進費・脱炭素先行地域で委託料 44 万円の減額。

ゼロカーボン推進費で旅費 1 万円の追加

項目、戸籍住民登録費の負担金で 35 万 5,000 円の追加。

統計調査費、統計費の給料で 5 万円、職員手当等 2 万 4,000 円のそれぞれ追加。

民生費、社会福祉費、社会福祉総務費の繰出金で国保会計へ 137 万 1,000 円の追加。

心身障がい者特別対策費の役務費で 17 万 2,000 円の追加。

在宅福祉費の扶助費で 9 万円、繰出金で介護会計へ 351 万 4,000 円のそれぞれ追加。

後期高齢者医療費の負担金で、療養給付費負担金 176 万円の追加。繰出金で 57 万 6,000 円の減額です。

児童福祉費、児童福祉施設費の報酬で60万9,000円、職員手当等20万7,000円のそれぞれ減額。旅費で5,000円、需用費で10万円のそれぞれ追加。

こども園費で備品購入費32万7,000円の追加。

衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費の負担金で、帯広厚生病院運営補助金348万円の追加。

予防費で償還金6万4,000円の追加。

保健指導費で報酬7万7,000円、負担金90万円、償還金20万8,000円のそれぞれ追加。

トリムセンター費で需用費、修繕料、浴槽ろ過循環ポンプ修繕ほか116万8,000円の追加。

清掃費、清掃総務費で需用費44万円の追加。

農林費、農業費、農業開発研究費で報酬6万3,000円、需用費合計で65万3,000円のそれぞれ追加。

畜産業費で町営牧場指定管理に係る委託料2,035万7,000円の追加。

農業用水事業費の給料で26万4,000円、職員手当等で22万6,000円、共済費で38万3,000円、需用費合計で187万2,000円のそれぞれ追加です。

林業費、林業振興費で役務費36万3,000円の追加。

款項、商工費の魚族資源保護対策費の報酬で4万7,000円、需用費合計で80万7,000円のそれぞれ追加。

土木費、道路橋りょう費、道路維持費の報酬で45万4,000円、需用費で冬期道路維持関連資材や各種車両修繕など、需用費合計で715万2,000円のそれぞれ追加。

工事請負費は18万円、備品購入費は63万8,000円のそれぞれ減額です。

道路新設改良費の需用費で28万8,000円の追加、委託料で276万2,000円、工事請負費で461万4,000円のそれぞれ減額です。

都市計画費、公園緑地費の報酬3万3,000円、職員手当等7万2,000円のそれぞれ追加。

花とみどり費の報酬16万円、職員手当等1万8,000円のそれぞれ追加。報償費で84万6,000円の減額です。

住宅費、住宅管理費の報酬で6万円、職員手当等で2万4,000円、需用費、公営住宅などの修繕料で440万円のそれぞれ追加。

教育費、教育総務費、事務局費の旅費で14万3,000円の追加。

教育振興費の負担金で80万円の追加。

財産管理費の需用費で13万6,000円の追加。

共同調理場での報酬で26万6,000円、旅費2万1,000円、需用費で67万9,000円のそれぞれ追加。

小学校費、学校管理費の需用費で32万円の追加。

中学校費、学校管理費の報酬で20万4,000円、需用費で18万7,000円のそれぞれ追加。

社会教育費、社会教育施設費の需用費で修繕料124万円の追加。

図書館費の報酬で6万3,000円、職員手当等で1万1,000円のそれぞれ追加。

神田日勝記念美術館費の報酬で10万5,000円、旅費7万円のそれぞれ追加。

保健体育費、体育振興費の報酬で18万9,000円、需用費、修繕料で106万4,000円、委託料で5万7,000円、負担金で83万1,000円のそれぞれ追加です。

諸支出金、項目、基金費で、令和6年度（2024年度）決算剰余金の減債基金への積立金及び町づくり基金への積立金合計2億3,020万円の追加です。

次に、歳入27ページから御説明をいたします。

款項目、地方交付税の地方交付税で9,857万3,000円の追加。

使用料及び手数料、使用料、農林使用料の農業使用料で2,035万7,000円の追加。

国庫支出金、国庫補助金、総務費国庫補助金の総務管理費補助金で378万4,000円の追加。

土木費国庫補助金の道路橋りょう費補助金で554万4,000円の減額。

委託金、総務費委託金、戸籍住民登録費委託金で35万4,000円の追加。

道支出金、道負担金、民生費道負担金の社会福祉費負担金で16万6,000円の追加。

道補助金、総務費道補助金、総務管理費補助金で150万円の追加。

款項、寄附金、総務費寄附金の総務管理費寄附金で9万9,000円。

民生費寄附金の児童福祉費寄附金で9万9,000円。

衛生費寄附金の保健衛生寄附金で10万円のそれぞれ追加。

款項目、繰越金の前年度繰越金で2億3,000万円の追加。

諸収入、項目、雑入の雑入で7万円の追加。

款項、町債、総務債の総務管理債で240万円の追加。

土木債、道路橋りょう債で合計440万円の減額です。

次に、24ページ、第2表の地方債補正変更について御説明をいたします。

起債の目的は、過疎対策事業債で限度額から440万円を減額し、補正後の限度額を2億

9,470万円に、緊急防災・減災事業は、限度額に240万円を追加をし、補正後の限度額を9,140万円とし、限度額以外の変更はありません。

以上、一般会計補正予算（第7号）について御説明を申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第68号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手9名

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程16 議案第69号 令和7年度（2025年度）鹿追町国民健康保険特別会計
補正予算（第3号）について

○議長（上嶋和志）

日程16、議案第69号、令和7年度（2025年度）鹿追町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

渡辺雅人副町長。

○副町長（渡辺雅人）

議案第 69 号は、令和 7 年度（2025 年度）国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）となるものです。

令和 7 年度（2025 年度）国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによるといたしまして、第 1 条は歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ 750 万 5,000 円を追加をいたしまして、総額を 7 億 1,661 万円とするものです。

補正の予算の内容について、歳出 49 ページより御説明をいたします。

総務費、総務管理費、一般管理費の給料で 12 万 6,000 円、職員手当等で 6 万 8,000 円、共済費で 2 万 7,000 円のそれぞれ追加。

款項、基金積立金、国民健康保険事業基金積立金の積立金で 613 万 4,000 円の追加。

諸支出金、償還金、一般被保険者保険税還付金の償還金で 115 万円の追加です。

次に、歳入前ページから御説明をいたします。

繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金の職員給与費等繰入金で 22 万 1,000 円、その他一般会計繰入金で 115 万のそれぞれ追加。

款項目、繰越金の前年度繰越金で 613 万 4,000 円の追加です。

以上、国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について御説明を申し上げました。

御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 69 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 9 名

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 17 議案第 70 号 令和 7 年度（2025 年度）鹿追町簡易水道事業会計補正
予算（第 3 号）について

○議長（上嶋和志）

日程 17、議案第 70 号、令和 7 年度（2025 年度）鹿追町簡易水道事業会計補正予算（第 3 号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

渡辺雅人副町長。

○副町長（渡辺雅人）

議案第 70 号は、令和 7 年度（2025 年度）簡易水道事業会計補正予算（第 3 号）となるものです。

第 1 条、令和 7 年度（2025 年度）簡易水道事業会計補正予算（第 3 号）は次に定めるところによるといたしまして、第 2 条は、予算第 3 条に定めます収益的収入及び支出の補正であり、支出につきましては、第 1 款、簡易水道事業費用、第 1 項、営業費用に 65 万 8,000 円を追加し、補正後の額を 1 億 7,142 万 3,000 円に改めるものです。

次に補正予算の内容につきまして、次ページ、補正予算説明書より御説明をいたします。

収益的収入及び支出の支出につきまして、簡易水道事業費用、営業費用、総係費で、給与、職員手当など合計 65 万 8,000 円の追加です。

以上、簡易水道事業会計補正予算（第 3 号）について御説明を申し上げました。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第70号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手9名

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程18 議案第71号 令和7年度（2025年度）鹿追町下水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（上嶋和志）

日程18、議案第71号、令和7年度（2025年度）下水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

渡辺雅人副町長。

○副町長（渡辺雅人）

議案第71号は、令和7年度（2025年度）下水道事業会計補正予算（第2号）となるものです。

第1条、令和7年度（2025年度）下水道事業会計補正予算（第2号）は次に定めるところによるといたしまして、第2条は、予算第3条に定めます収益的収入及び支出の補正であり、支出につきまして、第1款、下水道事業費用、第1項、営業費用に494万6,000円を追加し、補正後の額を2億2,293万7,000円に改めるものです。

次に補正予算の内容につきまして、次ページ、補正予算説明書により御説明をいたします。

収益的収入及び支出の支出につきまして、下水道事業費用、営業費用、処理場費で237万9,000円、浄化槽費で180万円、総係費で合計76万7,000円の追加です。

以上、下水道事業会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げました。

御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 71 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 9 名

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 19 議案第 72 号 令和 7 年度（2025 年度）鹿追町介護保険特別会計補正
予算（第 3 号）について

○議長（上嶋和志）

日程 19、議案第 72 号、令和 7 年度（2025 年度）鹿追町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

渡辺雅人副町長。

○副町長（渡辺雅人）

議案第 72 号は、令和 7 年度（2025 年度）介護保険特別会計補正予算（第 3 号）となるものです。

令和 7 年度（2025 年度）介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は次に定めるところによ

るといたしまして、第1条は歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ2,613万1,000円を追加をいたしまして、総額を6億204万5,000円とするものです。

補正予算の内容につきまして、歳出61ページより御説明をいたします。

総務費、総務管理費、一般管理費の給料で12万8,000円、職員手当等で14万2,000円、共済費で1万3,000円のそれぞれ追加。

保険給付費、介護サービス等諸費、居宅介護サービス計画給付費の負担金で300万2,000円、住宅改修費の負担金で59万7,000円、地域密着型サービス給付費の負担金で2,224万9,000円のそれぞれ追加です。

次に、歳入59ページから御説明をいたします。

款項、介護保険料、第1号被保険者保険料の現年度分で594万4,000円の追加。

国庫支出金、国庫負担金、介護給付費負担金の現年度分で646万3,000円の追加。

道支出金、道負担金、介護給付費負担金の現年度分で323万1,000円の追加。

款項、支払基金交付金、介護給付費交付金の現年度分で697万9,000円の追加。

繰入金、一般会計繰入金、介護給付費繰入金の現年度分で323万1,000円。

その他一般会計繰入金の職員給与費等繰入金で28万3,000円のそれぞれ追加です。

以上、介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げました。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第72号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 9 名

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 20 議案第 73 号 令和 7 年度（2025 年度）鹿追町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について

○議長（上嶋和志）

日程 20、議案第 73 号、令和 7 年度（2025 年度）鹿追町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

渡辺雅人副町長。

○副町長（渡辺雅人）

議案第 73 号は、令和 7 年度（2025 年度）後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）となるものです。

令和 7 年度（2025 年度）後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は次に定めるところによるといたしまして、第 1 条は歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出からそれぞれ 57 万 6,000 円を減額をいたしまして、総額を 1 億 959 万 5,000 円とするものです。

補正予算の内容につきまして、歳出 68 ページより御説明をいたします。

款項目、後期高齢者医療広域連合納付金の負担金で 57 万 6,000 円の減額。

次に、歳入前ページから御説明をいたします。

繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金で 22 万 1,000 円の追加。その他一般会計繰入金で 79 万 7,000 円の減額です。

以上、後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について御説明申し上げました。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第73号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手9名

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

閉会 11時33分